日本を取り巻く広域FTAが拡大、発効へ

◆英国のCPTPP加入手続きが承認、これを機に早期の完全発効を

日本とアジアを取り巻く広域FTAの拡大、発効機運が高まっている。2021年6月2日に開催された、「第4回TPP委員会」において、正式に英国のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)への加入手続きが承認された。今後は作業部会で審査を進め、早ければ22年の前半にも批准国の全会一致をもって英国の加入が認められそうだ。CPTPPは「21世紀型の新しいルール」であり、自由かつ持続可能な通商環境を牽引する上で締約国の拡大は必須である。よって今回、CPTPPが環太平洋から欧州へ拡大することの意味は大きい。

一方、署名国11ヵ国のうち、批准国、すなわちCPTPPルールを利活用できる国は日本を含む7ヵ国にとどまっており、共同声明でもこの問題が取り上げられている。英国の加入を機に署名国の批准が進み、早期の完全発効を期待したい。

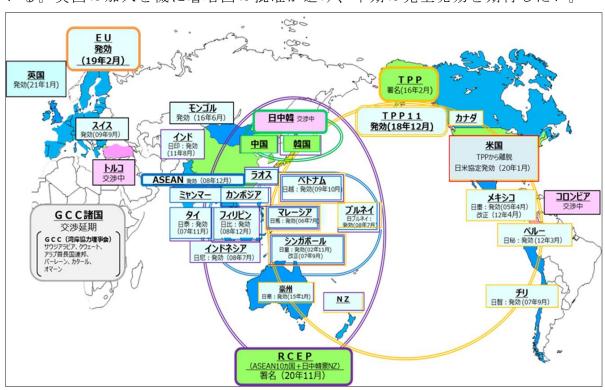


表 1:日本を取り巻くFTA 状況(出所) 経済産業省

◆RCEP最大の価値は、中国との貿易・投資で予見可能性が高まること

もう1つのアジアベースの広域FTAであるRCEP(地域的な包括的経済連携協定)

は22年前半までの発効が見込まれている。発効要件は「ASEANの6ヵ国及びそれ以外の3ヵ国が批准し、ASEAN事務局へ寄託したあと60日後」であり、現時点でシンガポールと中国が寄託を完了し、タイと日本は批准を終えている状況だ。政情が不安定なミャンマー動向などの懸念点もあるが、CPTPPに比べて順守すべき規律も緩やかであり、専門家の多くも順調な発効を予想している。

CPTPPとRCEPはともに日本とアジアをベースとする広域FTAであるが、その意味合いはやや異なる。以下の表の通り、RCEPは世界第2位のGDP規模を誇り、初の日中FTAである点は事実だが、CPTPPと比べて関税撤廃率が低く、関税撤廃期間が非常に長い製品が見受けられる(例:中国や韓国向けの自動車部品の関税撤廃期間は10年から20年、家電製品は10年前後)のも事実である。よって関税面での経済効果は期待できない、冷静に分析した方が良いとの論調も多い。

表2: RCEPとCPTPPの比較

AZ. RCEPCCFTFFの比較		
	RCEP	СРТРР
参加国	<署名15ヵ国>	<批准7ヵ国>日本、シンガポール、ベトナム、カナダ、メ
	日本、ASEAN(10ヵ国)、中国、韓国、ニュージーラ	キシコ、ニュージーランド、オーストラリア
	ンド、オーストラリア	<未批准4ヵ国>ブルネイ、マレーシア、チリ、ペルー
参加可能性国	(インド)	英国、(中国、韓国、台湾、タイ)
GDP規模(世界比)	29.8% (日米貿易協定に次ぐ世界2位)	12.9%(世界5位)
	インド参加で33%	米国参加で29.8%
日本の貿易総額割合	46%	15%
関税撤廃率	91%	99%
原産地判定の厳しさ	ASEAN既存FTAレベル	RCEPより厳しいレベル
事前教示	可能なら90日以内(関税分類・関税評価・原産地)	150日以内(関税分類·関税評価·原産地)
CPTPPにあってRCEPに	国有企業、環境、労働、規制の整合性、政府調達市場の「自由化」、ISDS(*)など	
ない主な規律	*ISDS:投資家と国の間の紛争解決手続き、RCEPでは「発効後2年以内に協議開始」と定めている	
「TPP3原則」に対する	データーフリーフロー△、コンピュータ関連設備設置要求禁止△、ソースコード開示要求禁止×	
RCEPの規律		
CPTPPとRCEPがWTO	政府による技術移転要求禁止、政府によるロイヤルティ規制禁止など	
協定を上回る規律	*RCEPではCLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)3ヵ国は義務免除	

(出所) 各協定文などから筆者作成

一方で、企業の予見可能性が高まるという意味で、締約国が中国と共通ルールで貿易や投資を行なえる価値は高い。米国は中国との間にFTAがなく、WTO機能も形骸化していることから、不公正貿易措置是正を理由に追加関税措置を発動したが、RCEPは共通ルールと紛争解決手段を用意している。さらにWTO協定にはない、政府による「技術移転要求の禁止条項」や「ロイヤルティ規制の禁止状況」なども盛り込んでいる。税関手続きに関する事前確認制度も設置された。国有企業や環境・労働に関する規律やISDS章は含まれていないが、東アジアで広くサプライチェーンを構築する日本企業にとって、RCEPにこれらの非関税障壁の低減につながるルールが盛り込まれている点は、非常に重要である。 【田中雄作】